

## ボランティア活動保険

2023年4月26日

ご加入者ならびにご加入をご検討される方 各位

損害保険ジャパン株式会社  
株式会社福祉保険サービス新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う  
保険金支払の取扱い変更について

新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、「五類感染症」に位置づける方針を政府が公表しています。

これに伴い、ボランティア活動保険の保険金のお支払い対象が以下の通り変更となりますのでご確認ください。ご不明な点等ございましたら、以下のお問い合わせ先までご照会ください。

## 特定感染症に関する取り扱い変更

2023年5月8日以降に発病（※）した場合、「ボランティア活動保険」において、新型コロナウイルス感染症は保険金支払いの対象外となります。

## &lt;プラン一覧&gt;

発病日	補償内容	基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
		補償開始日から10日以内は補償対象外（*）		補償開始日の初日から補償
～2023年5月7日	特定感染症 一類～三類	○	○	○
	新型コロナウイルス感染症	○	○	○
2023年5月8日以降	特定感染症 一類～三類	○	○	○
	新型コロナウイルス感染症	×	×	×

（\*）4月1日付で前年度から継続して加入された場合は初日から補償します。

（注）その他の特定感染症（一類～三類）については引き続き補償いたします。

（注）2023年5月7日以前に発病（※）し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は保険金のお支払いの対象となります。

（※）発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

## ■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL: 03-3349-5137

&lt;受付時間&gt;

平日: 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

## ■お問い合わせ先

株式会社福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2

新霞が関ビル 17F TEL: 03-3581-4667

&lt;受付時間&gt;

平日: 9:30～17:30（土・日・祝日・年末年始を除く）

# ボランティア活動保険

## <パンフレット等該当箇所>

(1) パンフレット P.1

(2) リーフレット



### 【旧】

- (※2) 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症(※3・4)をいいます。2022年9月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。
- (※3) 新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)であるものにかぎります。(2022年9月現在、デルタ株やオミクロン株等の変異株も対象となります。詳細は取扱代理店または保険会社にお問い合わせください。)
- (※4) 医師に「新型コロナウイルス感染症」と診断された日が2022年9月26日以降の場合、宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱いの対象を「重症化リスクの高い方\*」としています(2022年12月現在)。
- \*以下の方をいいます。
- ・65歳以上の方
  - ・入院を要する方
  - ・妊婦
  - ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- (注) 今後、変更となる可能性があります。

### 【新】

- (※2) 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます(※2)。2023年4月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。
- (※3) 2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症(※4)を発病(※5)した場合は保険始期にかかわらず保険金をお支払いできません。2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症を発病し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は補償対象となります。
- (※4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)であるものにかぎります。
- (※5) 発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。
- (注) 今後取扱いが変更となる場合があります。

なお、パンフレット P.5 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】や、リーフレット裏面の「お支払いする保険金の内容②」にも同様の記載があり、同じく変更となります。本取り扱い変更はふくしの保険ホームページにも掲載します。随時更新しますので、最新の取り扱いについてはふくしの保険ホームページをご確認ください。

以上

福祉サービス総合補償

2023年4月26日

ご加入者ならびにご加入を検討される方 各位

損害保険ジャパン株式会社  
株式会社福祉保険サービス

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う  
保険金支払の取扱い変更について

新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、「五類感染症」に位置づける方針を政府が公表しています。

これに伴い、福祉サービス総合補償の保険金のお支払い対象が以下の通り変更となりますのでご確認ください。ご不明な点等ございましたら、裏面のお問い合わせ先までご照会ください。

特定感染症に関する取り扱い変更

政府方針のとおり「五類感染症」に変更された場合、福祉サービス総合補償においては、2023年5月8日より「みなし入院」の取扱いが終了となります。

<みなし入院の適用範囲>

治療・療養の場所		病院・診療所	宿泊施設・自宅	
対象の方		全ての方	重症化リスクの高い方（※）	左記以外の方
医師に 新型コロナウイルス 感染症と診断された日	2022年9月25日以前	○ (約款上の入院に該当)	○	○
	2022年9月26日 ～2023年5月7日		○	×
	2023年5月8日以降		×	×

※重症化リスクの高い方とは以下の方をいいます。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・妊婦
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方

<背景>

2020年4月以降「みなし入院」の取扱いを実施しておりましたが、2022年9月26日以降は「重症化リスクの高い方」に補償対象を限定しておりました。

「五類感染症」への変更に伴い、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様の位置づけとなり、また、現行の「感染症法」の規定を根拠に講じている「入院措置・勧告」等も適用されなくなります。こうした状況を踏まえ「みなし入院」の取扱いを終了します。

なお、上記商品について約款上の入院に該当する場合は、引き続き補償の対象となります。

# 福祉サービス総合補償

## <パンフレット該当箇所>

### パンフレットP.4 感染症の補償



(旧)

<b>オプショナル</b>	<b>【感染症の補償】</b> <b>(約定履行費用保険)</b>	福祉サービスに従事する方自身その活動中の事由により、下記に掲げる感染症を発症し、死亡、4日以上入院または、4日以上通院した場合、団体が補償規定に基づき活動従事者に補償金を支払われた場合に保険金をお支払いします。(感染症補償規定につきましてはP6をご覧ください。)
	<p>◎対象となる感染症：肺炎、新型コロナウイルス感染症<sup>(※)</sup>、肝炎(A型、B型、C型およびE型)、結核、HIV感染症(エイズ)、梅毒、皮膚感染症(疥癬、カンジダ症、白癬症、ヘルペスウイルス感染症、帯状疱疹、紅色陰瘡 など)、流行性角結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、細菌性およびウイルス性食中毒、MRSA、ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、パラチフス、ジフテリア、ポリオ、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものにかぎる。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものにかぎる。)、痘そう、黄熱、Q熱、狂犬病、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、マラリア、南米出血熱、急性灰白髄炎、腸管出血性大腸菌感染症</p> <p>*医師に「新型コロナウイルス感染症」と診断された日が2022年9月26日以降の場合、宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱いの対象を「重症化リスクの高い方*」としています(2022年12月現在)。</p> <p>*以下の方をいいます。 ・65歳以上の方 ・入院を要する方 ・妊婦 ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方 (注)今後、変更となる可能性があります。</p>	

(注) 変更は上記枠線の箇所となります。

(新)

※医師に「新型コロナウイルス感染症」と診断された日が2023年5月8日以降の場合、宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする「みなし入院」の取扱いは終了します。

以上

■引受保険会社  
損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1  
TEL : 03-3349-5137  
<受付時間>  
平日 : 9 : 00 ~ 17 : 00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

■お問い合わせ先  
株式会社福祉保険サービス  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2  
新霞が関ビル 17F TEL : 03-3581-4667  
<受付時間>  
平日 : 9 : 30 ~ 17 : 30 (土・日・祝日・年末年始を除く)